

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験申込書)</p> <p>第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真</p> <p>2 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験申込書)</p> <p>第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。